

オンラインマーケットプレイス協議会 御中

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた、インターネットオークション・フリーマーケットアプリ等への出品者に対する周知のお願い

平素より農林水産行政に御協力いただきまして誠にありがとうございます。

また、これまでもインターネットオークションやフリーマーケットアプリ（以下「フリマアプリ等」という。）上で取引される肥料・農薬に係る法令遵守に御協力を頂きまして感謝申し上げます。

肥料・農薬は、我が国の作物生産において必要不可欠な農業資材ですが、爆発物の原料となり得る化学物質を含有しているものもあります。

農林水産省においては、これまで、警察庁からの依頼により、都道府県及び肥料・農薬関係団体に対して、別添 1～3 のとおり、肥料・農薬の販売業者等に下記内容について周知・指導を徹底するよう依頼するなど、爆発物を使用したテロ等の未然防止に努めてきたところです。

爆発物の原料となり得る化学物質は、農協や資材販売店、ホームセンター等における店舗販売のほか、近年は、インターネットで入手可能な状況にあり、実際にインターネットで入手した化学物質から爆発物を製造した事案が発生しています。

特にフリマアプリ等では、肥料・農薬を取り扱っている卸売・小売業者以外にも、不特定多数の者が肥料・農薬を出品することが可能であり、肥料・農薬販売業者等が講ずる措置について、出品者への周知・指導の徹底が必要であると考えています。

つきましては、貴会会員が運営するフリマアプリ等における肥料・農薬の出品者に対して、肥料・農薬の出品に際しては、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）及び農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき都道府県知事に対し販売の届出を行う必要があること及び下記の内容について、周知していただくよう、御協力をお願いします。

なお、貴会会員が自ら肥料・農薬を販売する際も、肥料・農薬販売業者等が講ずる措置を実施していただきますよう御協力をお願いいたします。

記

- 1 11 品目の化学物質（硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）について、関係法令に基づく譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面（電磁的記録を含む。）の適切な保管等の遵守並びに盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適正な管理を徹底すること。また、盗難・紛失事案が発生した場合には、速やかに警察に通報すること。

- 2 11 品目の取引に際しては、購入者の氏名、住所等を身分証により確認するなどし、本人性を確実に確認するとともに、使用目的等の確認を行うこと。また、購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には取引を差し控えること。
- 3 11 品目のうち、塩素酸ナトリウム等、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律 303 号。）に規定する劇物については、使用目的を確認し、使用目的を合理的・具体的に説明できない一般消費者には販売を差し控えるなど、その取扱いに特に留意すること。
- 4 11 品目のうち、硝酸カリウムについては、具体的な栽培品目の聞き取り等により、使用目的が農作物の栽培であること等を確実に確認し、使用目的を合理的・具体的に説明できない場合には販売を差し控えること。
- 5 インターネットを利用した取引が爆発物の原料の入手に悪用されている実態にあることから、インターネットにおける取引について、特に、上記 1～4 の措置を確実に講じること。
- 6 肥料、農薬以外で 11 品目の化学物質を含有する家庭用製品についても、例えば、過酸化水素を含有する家庭用製品の取引に際して、通常の利用に比して大量に購入したり、不自然に連続して購入したりするなど、顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を行うこと。
- 7 上記 6 に掲げる場合のほか、氏名、住所、又は使用目的等を明らかにすることを拒否し又はあいまいにする者等、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（人定事項、電話番号等連絡先、車両ナンバー等）をできる限り把握し、速やかに警察に通報するとともに、その後の捜査等に協力すること（これまで事業者からの通報により爆発物の製造事案が検挙され、被害が未然防止された事例がある。）。